

【初版】合同チーム制度申し合わせ

2024 年 3 月

西日本大学ソフトボール連盟

本制度は、西日本大学ソフトボール連盟所属の大学が、西日本大学ソフトボール選手権大会登録時に選手数を確保できない、もしくは同大会当日に選手を確保できないことが想定されるチームを救済することを目的として、複数チームから成るチームの出場を可能とするものである。少人数でもソフトボール競技に参加したい選手の大会出場を可能にし、それに伴いチーム存続の一助になることはソフトボールの普及、発展に繋がる。これは当連盟が使命とするソフトボールの普及活動に寄与するものである。この制度を採用する際は、以下の点に十分に留意しなければならない。なおこの制度は、（一社）全日本大学ソフトボール連盟が主催する大会には準じていない。

記

（用語解説）

- ・ 合同チーム：複数の大学の選手が集まった一つのチーム
- ・ 合同チーム選手：合同チームに加入する選手
- ・ 所属チーム：合同チーム選手が所属する大学チーム
- ・ 責任者：所属チームの部長、監督、監督代行、コーチまたはそれらに準ずる者

＜合同チームの希望届けの期間とその選定方法について＞

1. 合同チームを希望する場合は以下の手順で申請し、関係各位に了承を得なければならない。
 - 1) 合同チームで西日本大学ソフトボール選手権大会への出場を希望するチームは、所属地区において出場権が認められなければならない。出場権の授与については、各地区が適切かつ公正な判断のもと実施されることが望ましい。
 - 2) 西日本大学ソフトボール選手権大会の登録申請前までに、西日本大学ソフトボール連盟会長宛に希望届けを連名で提出し了承を得なければならない。
 - 3) 上記を西日本大学ソフトボール選手権大会の監督会議時に役員、審判員、記録員に周知し、了承を得なければならない。
 - 4) 申請後に、この合同チームを破棄したり、試合に出場しないことは原則認められない。

<合同チームの条件>

2. 合同チームの生成に当たっては、責任者が合同チーム選手の心情に十分に配慮した上で、この制度の目的をよく理解させなければならない。また以下の7点に十分留意しなければならない。
 - 1) 合同チームが11名以上になることが望ましい。
 - 2) 所属チームが単体で西日本大学ソフトボール選手権に出場する場合は、合同チームへの参加は認められない。
 - 3) 合同チームに所属する所属チームの責任者と相談し、大会への登録、運営方法や監督会議、学連会議の活動について十分に打ち合わせを行い参加しなければならない。
 - 4) 事件、事故及び何らかの問題に関しては、責任者間で協議の上、適切に対応しなければならない（保険加入必須）。
 - 5) 西日本大学連盟や大会側からの対応窓口は一本化し、合同チーム選手への連絡等を迅速かつ的確に実施できるようにしなければならない。
 - 6) 合同チーム選手の中で、主将及び主将代行を一人ずつ立てなければならない。
 - 7) 合同チームのユニホームは、所属チームのもので行っても構わないが、極力背番号が被らないように配慮することが望ましい(Tシャツ型ユニホームなどの採用も検討すること)。

<合同チームの登録>

3. 合同チームの登録にあたっては、以下の点に留意した上で申請されなければならない。
 - 1) チーム登録費は合同チームの単位で支払わなければならない。
 - 2) 選手登録費は合同チーム選手数に合わせて支払わなければならない。
 - 3) 部長の登録については、所属チーム数分申請することができる。ただし、ベンチ入りできるのは合同チームで一人とする。
 - 4) 大会参加時のコーチ資格制度については、直接参加できる指導者（コーチ1以上）または有資格の学生（学生のみの出場の場合スタートコーチ資格で可）を適切に申請し、参加させなければならない。

以上